

岐阜県福祉サービス第三者評価事業評価結果表

①第三者評価機関名

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会

②施設・事業所情報

名称：ブルメリア	種別：就労継続支援事業（A型）			
代表者氏名：堀部 真代	定員（利用人数）：20名（27名）			
所在地：岐阜県各務原市鵜沼各務原町1-130				
TEL：058-322-2563				
HP：https://kkmac.biz				
【施設・事業所の概要】				
開設年月日：平成24年6月				
経営法人・設置主体（法人名等）：株式会社MAC				
職員数	常勤職員	4名	非常勤職員	1名
専門職員	管理者	1名	生活支援員	1名
	サービス責任者（兼務）	1名	職業指導員	3名
施設・設備 の概要	作業室	1室	休憩室	1室
	相談室	1室	事務室	1室

③理念・基本方針（※転載）

【理 念】

考える力、発信できる力を身につけ、実現できるようになる。

【基本方針】

- 1・本人、家族が希望する社会生活・集団生活を実現できるように支援する。
- 2・社会に出る為のマナー・知識を身につけ、多彩な考えを持てるよう支援する。
- 3・苦手や不安も挑戦することで自信と自立に繋がられるように向き合う支援をする。

④施設・事業所の特徴的な取組（※評価機関において記入）

平成18年度に施行された「障害者自立支援法」が一部改正され、“地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための法律”として、平成25年4月より施行された「障害者総合支援法」が成立する前年平成24年6月、時を同じくして株式会社MACが公証人により認証され、同時にその傘下にある障害福祉サービス就労継続支援A型事業所「ブ

ルメリア」が現所在地に誕生した。

社会福祉事業とりわけ障害児・者支援事業は、社会福祉法人、公益社団法人、NPO 法人等により経営されているが、近年いわゆる株式会社の参入も多くみられ、多様な見地による取り組みから活性化が図られようとしている。当事業所もその一つであり、自立支援法施行による障害者支援事業に係る大改革以降比較的早期に設立され、当地域における先導的な役割を担うべき位置にあると考えられる。

当事業所は各務原市役所よりやや東部にあるが、国道21号線に面しており、一方JR高山線、名鉄各務原線の駅にも近く、中心地と言ってもよい交通の便の良いところである。近隣は商業地であるが、国道より少し中に入ると住宅密集地となっている。

就労継続A型事業所というのは、障害者が「自立した日常生活又は社会生活を営む」ことができるよう支援することを目的としている。そのために「雇用して就労の機会を提供する」のであり、「知識及び能力の向上のために必要な訓練」を施すのである。つまり、いわゆる福祉就労の殻を破り、事業所と雇用契約を結び、労働基準法により守られる存在を基に、通常の事業所に移行できるよう支援するという役割を担っているのである。そこで、大小さまざまな企業の立地する各務原市で活動する当事業所は、立地という面から大変有意味であろうと考えられる。

通所型の当事業所は、比較的コンパクトな組織ならびに職場構造となっており、親密な人間関係構築が可能である反面、小さなトラブルが大きな問題へと発展する可能性も秘めており、常に緊張感を持って運営にあたる必要のある様子がかがえる。

なお法人の将来展望として、さまざまな福祉事業を展開しようとの計画もあり、今後の発展が大いに期待される場所である。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和3年8月5日（契約日） ～ 令和4年3月22日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	—

⑥総評

◇特に評価の高い点

・株式会社とは「出資者・株主からお金を集めお金を生み出す組織」といったような言い方をされることもある。当事業所はこの点が良く理解され、積極的な運営がなされ、ひいては利用者の利益に還元しようとする姿勢が良く窺われる。

・法人の目的として、多様な福祉事業所を運営し総合的な福祉事業を営むことが記されているようである。いわゆる総合支援法の主旨からしても、様々な事業所を組み合わせることが利用者支援の大切な方途と考えられ、多いに期待される場所であろう。

・研修等による学ぼうとする姿勢の積極性は、大いに評価されるものとする。こうした真摯な態度はあらゆる場面に現れ、また福祉事業を営む職員としての行動形成に資するものである。

う。これから先幾多の困難さが待ち受けていると思われるが、無事乗り越えていかれるものと確信をする。

- ・各務原市立特別支援学校や緑陽中学校の支援を必要とする学生・生徒に、体験の場を提供し、障害児・者の自立・支援に積極的に取り組んでいる。

- ・利用者との面談は、個室で行い、その相談も他の利用者が帰宅した時間外に行うなど、プライバシーを確保する工夫が行われている。

- ・個別支援計画の作成では、丁寧に利用者及び必要に応じてその家族の聞き取りを行い、実施されている。また、作成だけに止まらず、モニタリングや振り返りもしっかりと行われている。加えて、就労継続支援 A 型の特徴上、一般就労に向けた支援が中心であるが、利用者の日常生活にも配慮しながら支援も行われている。

◇改善を求められる点

- ・今日社会福祉事業所を運営する主体に強く求められるのは、公正さ、透明性ではないだろうかと考える。そのためには、経営・運営に関する全てのものについて、誰が見ても分かる形で文書として整えられている必要がある。さらにまた、それらが公開されていることが大切で、より一層の適正さを増すことになるのではないかと考える。徐々にではあっても整えていっていただきたい。

- ・利用者と向き合い必要な全ては行われているものと推察され得る。しかしそれらが計画的・組織的でないと、時に恣意的ではないかと疑われかねないし、継続性・発展性が損なわれかねない。良心的に実施されていることは確信できるが、今後組織化はぜひ進めていただきたい。

- ・とても一生懸命取り組んでおられることは理解できるが、記録されていることの少なさに気づかされる。とりわけ日常作業等の中でのヒアリハットの記録を残すといった、今後の事故防止のための取り組みが望まれる。少人数職員の事業所にあっては大変面倒な部分でもあるが、ぜひとも記録として残す努力をお願いしたい。

- ・実習生の受入れに係る事業所としての基本姿勢等を示した文書の作成が望まれる。

- ・事業所として培った障害福祉に係るノウハウを活用し、地域に還元する積極的な取り組みに期待したい。

- ・特に改善が求められる点としては、職員における権利擁護に関する点である。職員研修計画には権利擁護に関わる内容について触れられているが、職員における権利擁護の理解は不十分である。また、利用者や職員に対する権利擁護に関する文書も十分に整備されているとは言い難い。また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布について（通知）」によれば、就労継続支援 A 型についても「身体拘束等の適正化のため、その対策を検討する委員会の開催や、指針の整備、研修の実施等の措置を講じなければならないものとする」とされている。そのため、就労継続支援 A 型であっても身体拘束等への対応が必要であるという認識が必要である。今後は、通知にも示されている通り、身体拘束等の適正化に関する委員会を組織し、指針の整備、研修の実施等の措置を講じてもらいたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回、報酬改正に伴い、初めて第三者評価事業を受けることにしましたが、調査員の皆様も含めご多忙の中審査いただきありがとうございました。

事業所・施設とも初めての事でもあったので、事前の調査でも改めて自分たちの事業所としての活動や、施設としての活動がしっかりなされているかを再確認できたとともに、調査中も新たな課題が明確になったことにより、社員全員のスキル・レベルアップにつながる事と感じます。

また、いただいた結果内容は、どれものを得ていることが大変多く、高評価をいただいた点については、維持とさらなる向上を目指し、改善点については真摯に受け止め、徐々にでも整備や計画を進めていきたいと思っています。

日頃より、質の良いサービスの提供や、いかに利用者一人一人を自立した社会生活が送ることができるかということを課題に支援・指導を進めておりますが、今回改めて外部の第三者評価事業を実施したことで、社員一丸となりさらにより良い福祉サービスの追及をし、地域社会への貢献も続けていきたいと考えております。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。